**要点版**

**下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）議事録**

**令和４年（2022年）１０月２５日（火）**

**下関市商工業振興センター３階研修室（１）**

下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）議事録

１．日　時　　　令和4年10月25日（火）午前10時～午後12時06分

２．場　所　　　下関市商工業振興センター３階研修室（１）

３．出席者　　　委員5名

　　　　　　　　事務局6名

　　　　　　　　説明者4名

４．欠席者　　　なし

５．議　題　　　下関市こども発達センター等に係る指定管理候補者の選定

６．次　第

　１　開会

　２　委嘱状等交付

３　委員紹介

４　委員長選出

　　【委員の互選により委員長を選出】

５　諮問

　　【委員長へ市長からの諮問書を交付】

６　議事

　　（１）委員会の公開・非公開について

　　【下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

により非公開とすることについて委員全員一致で決定】

（２）委員長職務代理者の指名

　　【委員長が委員長職務代理者を指名】

（３）議事録署名人の指名

　　【委員長が議事録署名人を指名】

　　（４）選定方法の決定

　　【下関市こども発達センター等の施設概要、実施予定事業、指定管理候補者の選定、指定期間並びに審査項目・審査基準について事務局より説明】

　　・Ⅽ委員より業務遂行に必要な職員体制や人員配置基準及び利用料金制に関する質問があり、事務局より人員配置基準等の資料を各委員に配布した。

　　・審査項目・審査基準については、事務局案により審議、評価していくことで各委員承諾。

　　・最低制限基準を委員５人の採点の平均点が６０点とすることについて委員全員一致で決定。

（５）申込団体の審査

【申込団体による事業計画等説明及び審議】

応募者プレゼンテーション及びヒアリング

　【申込団体の説明員入室。自己紹介後、プレゼンテーションの実施】

（委員長）

ありがとうございました。ただ今、ご説明いただきました内容等について、質問のある方がおられましたら、お願いいたします。

（Ｂ委員）

収支計画についてですが、収入が減っていますね。それに応じて費用を減らしていると思うのですが、収入が減っている要因を教えてください。

（申込団体）

　　収入の内訳にありますとおり、市から指定管理料としていただく委託金、それからご利用者様からいただく利用料金、そしてその他の収入があります。

市からいただく指定管理料につきまして、次期指定管理期間にいただく額が減額された形になっています。それが１つ目の理由です。

それから、利用料金につきましては、はたぶ園、どーなつ、豊浦に通所している児童から、障害児通所支援事業の報酬体系に基づいていただいているものでございます。これも過去の利用率を勘案しながら算定しておりますが、特にここ１年程は新型コロナウイルスの影響ではないかと思われますが、過去３年に比べて利用率が下がってきているところがございます。高めの利用率を見込んではおりますが、若干そのあたりは慎重に構えているところもございまして、収入のその他の項目にありますように過去のストックから若干充当するような形で予算を組んでおります。以上です。

（Ｂ委員）

ありがとうございました。要は給付費ですね。これの見直しがあって収益の基準が少し下がっているのですか。

（申込団体）

給付費の報酬体系は本来３年に１回見直しがございます。それに伴って収支計画は常に見直していかねばなりませんが、現在の報酬体系になりまして、児童発達支援事業に関しましては、どちらかと申しますとプラスとなっております。

　しかし、豊浦で実施しております放課後等デイサービスにつきましては、報酬体系の見直しによって給付単価が下がったということもございます。

総じて全体としてのレベルは国の方針に比べても若干はプラスでございますが、児童が通所して初めて利用料金収入が入ってくるものですから、児童の利用回数が少なくなりますと、慎重に収支計画を見ていかなければならないと思っております。

どうしても日本全国少子化が確実に進んでおりますし、特に新型コロナウイルス感染拡大がありましてからは、出生率自体が減少してきております。市内もそれは例外ではありませんので、その点の見通しはきちんと持っておかねばならないと思っております。過大な見通しのもとで収支計画を立てることは難しいと思っております。

（Ｂ委員）

一般企業では、水道光熱費等が今後高騰するのではないかという予測を立てているところが多いと思いますが、この収支計画を確認すると、事業費に水道光熱費があり、横ばいで考えておられると思います。それは利用者が減るから横ばいにしているということでしょうか。

（申込団体）

先程の利用料金の収入が下がっているところについて、補足いたします。令和５年、６年、７年、８年と段々下がっていく点についてご質問されていると思いますが、これにつきましては毎年度営業日数が異なります。それによってカレンダーで全て計算して令和５年度、６年度、７年度と全部営業日数が異なりますので、その点で収入の増減が起こります。

利用率につきましては、令和５年度、６年度とも同じ利用率という予測を立てています。その中で報酬体系等の見直しもありますので、その点も踏まえて収入を計算していかねばならないと思います。

そして支出の事業費につきましては、収入にあわせて支出を計上しているのではなく、今年度の実績、特に水道光熱費が前年度比約１６０パーセント増加する見込みです。今後どうなるかはわかりませんが、今年度実績を見込んで横ばいにしています。計算としてはそのように考えています。以上です。

（Ⅽ委員）

収支計画書ですが、令和３年度決算書に比べて人件費が２，２００万円程低い額で見積りされていますが、人員体制等は今までと変わらないという話の中で、この人件費で賄えるのでしょうか。

（申込団体）

令和３年度の決算、収支の人件費の中には自主事業も含まれております。この収支計画には自主事業にあたる相談の事業を除いており、指定管理事業だけでの計算となっています。それで２，２００万円少なくなっています。

（Ａ委員）

実質的には人件費は変わっていないという理解でよろしいですか。

（申込団体）

　　お見込みのとおりです。

（Ａ委員）

「法人の経営状況を説明する書面」９ページの中で、はたぶ園の初日在籍児数は３８名が年間を通してということになっています。定員が３０名というところで、３８名となっていますが、この点はどのように理解したらよろしいでしょうか。

（申込団体）

　　はたぶ園の定員についてのご質問でございますが、はたぶ園という施設が、福祉型児童発達支援センターという位置付けの施設になります。市内にある福祉型児童発達支援センターは、はたぶ園のみです。はたぶ園については児童が毎日通園する施設となっております。

　　どーなつや豊浦は、いわゆるデイサービス事業という形で、保育所や幼稚園等に通園しながら通所するという形です。

はたぶ園を利用する児童は、どちらかというと、どーなつ、豊浦を利用する児童よりも障害が重い方が中心となってまいります。定員は３０名でございますが、実際にはたぶ園を利用して療育を受ける必要のある児童が、実際は定員以上ここ最近ずっとおられるというところで、私たちもできる限りそういったお声にお応えするべく、定員を上回る形でぎりぎり８名をお受けしているところです。これは令和３年度に限らず、過去ずっと定員超過の状態で運営を進めてまいりました。以上です。

（Ａ委員）

定員超過となりますと、人員的な保育の質の低下を招くとも思われますが、そのあたりの手当はいかがでしょうか。

（申込団体）

児童が増加すれば、それに目を行き届かせなければいけません。実際に経営的には２人の職員を確保しております。３８名の児童を４クラスに分けて１０名ないし９名のクラスで運営しております。ここに職員を最低４名から５名配置して日々療育支援を行っています。

児童発達支援センターの人員配置基準は、児童４名に対して職員１名を配知することになっていますが、実際は児童３名に対して職員１名を配置し、配置基準よりも高い状況での運営にあたっています。

（Ａ委員）

３８名でもまだ待機児童はおられますか。

（申込団体）

実際に小学校に上がる時点で卒園する児童がいますので、年度当初については、待機児童はほぼ０名になります。おられても１名から２名です。

しかしながら、どうしても年度途中に相談されてくる児童がいますので、この時期になりますと２桁以上の待機児童がおられるという状況になります。年度途中は、ご両親がお引越しをされるとか事情がない限りは、新たに施設に受け入れることは難しいです。おられても１年に１名いるかいないかという状況です。

（Ａ委員）

大変ご配慮いただいていることだと思います。

（Ⅾ委員）

定員がございますね。どうしても療育支援が必要である児童が１名か２名おられた場合、定員は３０名であるけれども、２名は追加するという特例はないのですか。

（申込団体）

児童の状況にもよるかと思いますが、過去に３９名まで受け入れたことはありました。それは一時的ということもありましたが、どうしても難しい状況を抱えておられるという児童もいますけれども、やはり人数が増加するほど部屋も狭くなるということもございます。

また、１件事故の報告がありましたけれども、そういったリスクも上がってまいりますので、苦渋の決断でお断りする場合が多いです。

市内には、どーなつ以外にも児童発達支援事業所が２０事業所程ございます。当センターに相談していただいて、担当の相談支援専門員が他の施設見学をお勧めしたり、年度の待機児童、保護者に対して、当面新たにお受けできる枠ができるまでは他の施設をご利用いただきながらお待ちいただいたり、ということも過去何度もございます。

（Ⅽ委員）

今の３８名を受け入れているという中で、職員は人員配置基準を満たしていると説明がありました。施設の基準もあるのではないかと思います。広さは大丈夫ですか。

（申込団体）

当然、施設基準として利用児1人あたりに確保する面積がございます。基準を超えないように児童を受け入れております。広さとしては市が十分余裕をもって整備しているので、定員３０名に対して３８名を受け入れたとしても、クリアできております。

これまでも指導監査に入っていただいた時においても、確認はしていただいていると思います。

【質疑が終わり、申込団体の説明員退出】

（委員長）

それでは審議に入ります。

最終的には各委員の責任で採点いただくことになります。ただ今、申込団体から説明がありましたが、何かお気づきやご意見等はございますか。皆様でシェアできればと思います。

（Ｂ委員）

令和３年度の事業報告書の中で、法人単位資金収支計算書が一般企業でいう損益計算書という理解でよいでしょうか。

（事務局)

ただいまご質問のありました様式ですが、一般企業でいう損益計算書にあたりますのは、令和３年度決算書の中にある４ページ目の法人単位事業活動計算書にあたります。

（Ｂ委員）

法人単位貸借対照表は添付されていますね。法人単位と事業単位とありますが、事業単位の合計が法人単位と一致することでよろしいですか。

（事務局）

お見込みのとおりです。

（Ａ委員）

法人自体の管理費もあるのではないですか。単位事業所とは別に法人の職員、法人自体の管理費のようなものも上がっていませんでしたか。法人本部という形ですね。

（Ｂ委員）

このような事業活動であれば、収入から支出を引いたら正常であれば収入が多く、支出が少なくなるはずです。直近の合計を見るとマイナスにはなっていません。貸借対照表の裏表資料の裏にある一般企業でいう自己資本にあたる純資産もマイナスにはなっていません。

一般企業でいえば最初に法人を設立する時に求められるものが資本金ですが、こちらの資料でいえば基本金が、出資の元手のお金と考えてよろしいでしょうか。

（事務局）

お見込みのとおりです。

（Ｂ委員）

それから、次期繰越活動増減差額、これが今までの法人が設立されて累計の

損益ととらえてよろしいですか。

（事務局）

お見込みのとおりです。

（Ｂ委員）

そういうことになりますと、累計の合計額が黒字になっておりますので、全

く問題はないと思います。

（Ａ委員）

この後、数年は事業を進めるには問題ないという理解でよろしいですね。

（Ｂ委員）

どのような事業活動をするかにもよりますが、通常の活動をされるのであれ

ば、全く問題はありません。

（委員長）

色々な子どもたちがおられて、はたぶ園に入れないのではないか、という議論もありましたけれども、Ｄ委員は、こちらの施設はどのようにご理解、あるいは見ておられますか。

（Ⅾ委員）

中央こども園に併設されているどーなつは行ったことはありますが、残り

の２つは行った経験はありません。人員の方はかなりたくさん配置されている、それは国の基準を満たしていると市が確認しているわけですね。

（Ⅽ委員）

説明していただいて問題はないという中で、市から梅花園や陽光苑の譲渡を

受けた当該申込団体がこの４月から管理運営を行っていますが、当該施設は老朽化しているところがあります。全体的に見ますと今は当該申込団体にはストックがあるが、今後、財政的に問題ないかという懸念はあります。施設の建て替えはともかく、かなり古い施設を市から譲渡されて管理しておられる、そこが気になる点です。

事業自体は発達障害等の子どもさんが多数おられる中で、これくらいの人数

で問題ないのか、それこそ待機児童ではないが、療育支援を必要とする子どもさんがおられるのをどのように吸い上げていけるのかというところを感じました。

（Ｅ委員）

特に私の方は気づき等はございません。

（委員長）

他に皆様で共通理解しておくべきことはないでしょうか。よろしいでしょうか。

（Ｃ委員）

収入が指定管理料と利用料金では不足するので自主財源を充てているというのは、過去からもそのようにしてきているのでしょうか。

（事務局）

ただいまご質問のありましたとおり、指定管理料と利用料金制としている事業もございますが、法人の事業の中で資金のやり繰りをしていただいているような形で運営を進めていただいている状況でございます。

（Ｃ委員）

そのことに対して当該申込団体からは要望はないのですか。市の委託事業がこの収支ですが、市が補填するということはないのですか。

（事務局）

障害者支援課といたしましても、財政当局とも協議を重ねながら取り組んでおります。収支計画については、確かに法人の事業の中で資金のやり繰りをしていただいていることになっております。市としましてはこども発達センターが今まで繰り越して蓄えていたお金等を見ながら、赤字にならないように確認しております。

それも勘案して次期指定管理期間の５年間の債務負担行為の上限額を設定させていただいた次第です。以上です。

（Ｃ委員）

繰り越しがあるということに視点を置いてということですね。

（事務局）

お見込みのとおりです。

（Ｂ委員）

先程の法人単位事業活動計算書の中に取崩しのお金は入っていますか。費　用の中の「国庫補助金等特別積立金取崩額」にマイナスで上がっているようですが。

具体的には法人単位事業活動計算書の当年度決算（Ａ）が、マイナス８９，２０１円ですね。先程の申込団体の説明からいけば、指定管理のみの収支計画と言われておりましたので、不足分は自主事業等から補填してプラスマイナス０となるようにしているということでしたよね。

（事務局）

先程の法人単位資金収支計算書の一番下の当期末支払資金残高に１８０，９５９，０００円という数字がございます。ここが法人の資金残高ですので、必要があればこれを取崩しているということになります。

（Ｂ委員）

そういたしますと、法人単位事業活動計算書に記載があります「国庫補助金等特別積立金取崩額」というのはどのような費用ですか。

（事務局）

事業活動計算書の後に「社会福祉事業　事業活動内訳表」が添付されておりますが、この中の「下関市陽光苑」の費用の中に「国庫補助金等特別積立金取崩額」という項目が出てまいります。こちらは養護老人ホームですので、その事業関係で国庫補助金の積み立てを取り崩したものと思われます。

その他に法人として積立金等で積み立てていた資金を取崩したものにつきましては、一番下の「繰越活動増減差額の部」に「その他の積立金取崩額」でありますとか「その他の積立金積立額」という項目がございますので、そこでやり繰りができるものと考えております。

（Ｂ委員）

そういうことになりますと、収支計画書の中の「その他」の部分というのは、決算書でいきますと法人単位資金収支計算書の方に反映されているということですか。通常の事業活動の中で発生してくるものではないということですか。

（事務局）

通常の年間の事業収益、費用につきましては「社会福祉事業　事業活動内訳表」の「サービス活動増減の部」に数字が上がってまいりますが、積立金の取崩し等ですとか、同一年度の事業区分間での資金のやり繰りにつきましては、「特別増減の部」に上がってくることになります。

（Ｂ委員）

Ｃ委員からもありましたが、通常の事業活動では収支がマイナスになるので、それを法人の積立金で補填しているのは間違いないということですね。そういう理解でよろしいですか。

（事務局）

年度によって、どうしても支出が上回ってしまう際には、積立金の取崩し等で対応していただいているというところはございます。

（Ｂ委員）

新型コロナウイルス感染拡大の影響等特別な事情があれば、そういうことはあり得ると思います。ただし、恒常的に収支計画で複数年に渡って、法人の積立金による補填が上がってくるのはおかしいのではないかと思います。

（事務局）

その点につきましては、申込団体がこども発達センターの指定管理を行う上で収支計画として提出しているものではありますが、市としては過去の実績等も踏まえて赤字にならないように対応をさせていただいております。結果的に法人の積立金による補填が上がってくるということもあるかと思いますが、常に申込団体の収支計画は注視しています。こども発達センターは市に代わって運営していただいておりますので、財政当局と調整しながら指定管理料を決定させていただいているところでございます。ご理解をいただければと思います。

（Ｂ委員）

資産としてはその時の状況によって細かく対応をされているし、今後もそういう対応をするという理解でよろしいですか。

（事務局）

お見込みのとおりです。毎年申込団体の収支を注視しながら財政当局とも確認を行い、対応しております。これはあくまでも計画の部分がありますが、決算をしっかり確認してその辺りも対応させていただきます。

先程Ｂ委員からもありましたが、全体としては黒字になっているというお話もありました。その中で対応させていただいておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

（委員長）

財政については難解なところもございますが、事務局からご説明をいただきました。他に何かご意見等はございますか。

ご意見等が無いようでしたら、採点に移りたいと思います。委員の皆様は、お手元にあります「指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点」により、採点をお願いいたします。

【各委員採点】

【事務局にて採点の集計】

　【集計後、集計結果を委員長に報告】

【各委員に集計結果のコピーを配付】

（６）意見報告（答申）の決議

（委員長）

それでは、集計の結果を今お配りしていただいております。事務局より集計結果の報告をお願いいたします。

（事務局）

それでは、集計結果をご報告いたします。

各委員の採点は、８０点、７２点、７８点、７８点、７４点で、合計３８２点、平均７６．４点で、採点の平均が最低制限基準以上でございます。以上、結果を報告いたします。

（委員長）

ありがとうございます。ただ今、事務局より集計結果の報告がありましたが、指定管理候補者として選定する最低基準に達しておりますし、上下の点数差もなく、７０点後半くらいに採点が集まっていると思います。

したがって、福祉施設の指定管理候補者として選定し、市長に答申いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員から異議なしの声が挙がる。】

（委員長）

ありがとうございます。

それでは、福祉施設の指定管理者候補者として市長に答申いたします。

以上で、指定管理候補者選定に係る審査が終了いたしました。皆様のご協力により、無事委員長の大役を果たせることができました。ありがとうございました。

では、事務局より再度説明をお願いいたします。

（事務局）

最後に、「今後のスケジュール」について、事務局よりご説明いたします。

今後のスケジュールについてですが、本日の議事録を事務局で作成し、委員長、議事録署名委員に署名をお願いしたいと思います。なお、議事録を公表する際は、発言者の氏名は記載せず、Ａ委員、Ｂ委員のように表記する予定です。

次に、市長への報告ですが、本日、指定管理候補者の選定を行っていただきましたので、市長へ報告を行う必要がございます。本来であれば報告書の案をご審議いただくところですが、これについては委員長に一任していただければと思います。

また、指定管理者の指定は、１２月議会に指定議案を提出し、議会での議決を受けて、決定することになります。

そのため、本日交付いたしました委嘱状には、任期を令和５年３月３１日までと記載しておりますが、指定管理者が決定した日をもちまして、任期が満了することになります。

つきましては、指定管理者が決定いたしましたら、委員の皆様に改めて任期満了の通知をお送りさせていただきます。

以上で今後のスケジュールについての説明を終わりますが、何かご質問はありますでしょうか。

【各委員から質問なし】

（事務局）

それではご質問等がないようですので、以上をもちまして、下関市指定管理候補者選定委員会を終了いたします。